

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人X 1は、昭和26年3月に結成された連合体の労働組合であり、主に東京にある、業種を問わず多様な雇用形態で働く労働者を組織する単位労働組合によって構成されている。本件申立時の組合員数は約4,500名である。
- (2) 申立人X 2は、平成13年10月に結成された、業種を問わず多様な雇用形態で主に東京で働く労働者を組織する個人加盟の労働組合であり、X 1に組織加盟している。本件申立時の組合員数は約1,300名である。
- (3) 申立人X 3（X 1及びX 2と併せて「組合」という。）は、会社の計器工事作業者がX 2のX 3として結成した労働組合であり、本件申立時の組合員は20名である。X 3の組合員は、X 2にも個人加盟している。
- (4) 被申立人Y 1（以下「会社」という。）は、電気メーターの物流とそれに関わる工事業業、貨物自動車運送事業等を営む株式会社で、本件申立時の従業員数は135名である。会社には、業務部、物流部、運行部及び計器工事部の4部がある。
計器工事部の主な業務は、申立外C 1から受託する、家庭用電気メーターの取替工事等（以下「計器工事」という。）である。
会社は、受託した計器工事を会社と請負契約を締結した個人（以下「計器工事業者」という。）又は法人（以下、会社と請負契約を締結した法人を「請負法人」という。）に施工させていた。会社の従業員は、通常、計器工事を行っていない。

2 事件の概要

被申立人会社との間において、個人で請負契約を締結し、計器工事に従事する計器工事業者らの一部の者は、X 3を結成した。

平成30年12月、X 3は、上部団体である申立人X 1及びX 2と連名で、会社に対し、X 3の結成を通知するとともに、翌年度の工事個数の割当て等の要求に係る団体交渉を申し入れたが、会社は、組合員らが会社の雇用する労働者ではないとしてこれを拒否した。組合は、当委員会に、不当労働行為救済申立てを行い、当委員会は、令和2年3月4日に全部救済命令を交付した。

組合は、元年8月30日、2年3月21日以降の請負契約の継続等を議題とする団体交渉を申し入れたが、元年9月5日、会社は、これを拒否した。組合は、9月27日、不当労働行為救済申立てを行い、同申立事件は当委員会に係属中である。

この頃、会社と組合員又は組合との間に訴訟に係属していた。また、組合は、会社や会社の親会社に要請行動を行っていた。

2年2月、会社は、2年度の請負契約について、組合員らに対し、前年度に比べて少ない工事個数を提示して個別協議を行い、会社と組合員らとは請負契約を締結するに至った。2月25日から同月27日までの間に、上記個別協議において、又は個別協議終了後、会社の計器工事部長は、組合員らに対し、工事個数を減らした理由などについて説明をした。

本件は、以下(1)から(3)までが争われた事案である。

- (1) 組合の組合員である計器工事業者は、労働組合法（以下「労組法」という。）上の労働者に当たるか否か。
- (2) 計器工事業者が労組法上の労働者に当たる場合、会社の計器工事部長は、2月25日から同月27日までの間に、組合員に対し、以下①及び②の趣旨の発言をしたか否か、発

言したとすれば、この発言は、組合の組織運営に対する支配介入に当たるか否か。

- ① 組合員が、組合が申し立てた不当労働行為救済申立事件の調査期日や審問期日（以下「調査期日等」という。）に出席すること、組合が原告となり、会社を被告とする裁判の期日（以下「裁判期日」という。）に出席すること、会社に対して団体交渉に応ずるよう要請行動を行うこと及び会社の親会社に対して会社が団体交渉に応ずるよう指導することを要請することについて、会社は、それらの組合活動の回数を記録している。
- ② 会社への発注会社は計器工事作業者とともめている会社には発注しない。
- (3) 会社は、組合員の以下①から④までの組合活動の回数を記録することにより、組合員に対し、非組合員と比較して、工事個数の割当てにおいて不利益な取扱いを行ったか否か。
 - ① 組合員が、調査期日等に出席などしたこと。
 - ② 組合員が、裁判期日に出席したこと。
 - ③ 組合員が、会社に対して団体交渉に応ずるよう要請行動を行ったこと。
 - ④ 組合員が、会社の親会社に対して会社が団体交渉に応ずるよう指導することを要請すること。

3 主文の要旨 <全部救済>

- (1) 会社は、組合員ら12名に対し、全計器工事作業者等と同等の減少率で2年度の工事個数を割り当てたものとして取り扱い、既に支払った請負金額との差額を支払わなければならない。
- (2) 文書交付及び掲示（要旨：計器工事部長の発言及び組合員に対し2年3月21日から3年2月20日までの間の工事個数の割当てを減らしたことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）
- (3) 上記(1)及び(2)の履行報告

4 判断の要旨

- (1) 計器工事作業者の労組法上の労働者性について

ア 労組法上の労働者に当たるか否かについては、契約の名称等の形式のみにとらわれることなく、その実態に即して客観的に判断する必要がある。現実の就労実態に即して、①事業組織への組入れ、②契約内容の一方的・定型的決定、③報酬の労務対価性、④業務の依頼に応ずべき関係、⑤広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束、⑥顕著な事業者性などの諸要素を総合的に考慮して判断すべきである。

イ 事業組織への組入れ

①会社は、計器工事部の主な業務である計器工事のほとんどを自社の従業員ではなく、請負契約により実施しており、計器工事を行う労働力を確保する目的で、計器工事作業及び請負法人との間で請負契約を締結していたといえる。3年度は計器工事作業とは請負契約を締結していないものの、平成30年12月時点では個人の計器工事作業者が計器工事作業者等の約69パーセントを、令和元年度は約55パーセントを、2年度は約41パーセントを占めていること、②会社は、計器工事作業者を仕様書等による会社の指示に基づき作業に従事させ、その進捗状況についても工事施工率を把握して、計画工事個数の92パーセントを下回る場合にはリカバリープランの提出を求めて管理し、組織の一部を構成する労働力として位置付けていたこと、③会社は、ヘルメット等の装備品や名刺

等において、計器工事作業者が会社の組織の一部と認識されるよう、顧客等に表示していること、④会社は、計器工事作業者の副業等を禁止してはいないものの、実態として、同業他社と兼業している計器工事従事者はほとんどいないことからすれば、計器工事作業者は、会社の事業の遂行に不可欠かつ枢要な労働力を恒常的に提供するものとして会社の事業組織に組み入れられていたといえることができる。

ウ 契約内容の一方的・定型的決定

会社は、例外的な工事個数の変更や稼働エリアの変更などの一部を除き、計器工事業者との契約内容を一方的・定型的に決定しており、計器工事作業者が契約条項を個別に交渉して変更を加える余地がなかったものと認めるのが相当である。

エ 報酬の労務対価性

①計器工事作業者に対する報酬は、計器工事の完成に対する報酬であるものの、一方で、労務供給に対する対価という側面を有していたと評価できること、②年度単位でみても、前年度の労務供給の実態・評価が次年度の工事計画件数に反映され、年間報酬に影響する仕組みがとられており、労務供給と報酬の連動性が認められること、③計器工事の完成とは直接に関係しない労務の供給に対する手当や会社事業への貢献に対する対価として報奨金等が支払われていたことが認められることからすれば、計器工事作業者に支払われる報酬は、実質的には労務供給への対価という性格が強いものと認められる。

オ 業務の依頼に応ずべき関係（諾否の自由）

計器工事作業者が年間に施工すべき工事計画件数は契約によって定められているが、具体的にどのエリアのどの顧客について工事を実施するかは、会社が顧客の住所や計器工事の種類等の詳細を記載した「付託票」の交付によって定まる。すなわち、会社は、作業別別の工事残数に応じて「付託票」を交付し、具体的な作業を指示又は依頼していることになる。

そして、会社は、各計器工事作業者に対し、年度当初に計器工事の月間・年間の稼働日数及び工事計画件数を示して、月間・年間にそれぞれこの工事計画件数の92パーセント以上の施工を指示している。各計器工事作業者は、月間の計画工事個数の92パーセントを下回った場合にはリカバリープランの提出を求められ年間の工事計画件数との差が1パーセント以上の場合は、報奨金の支給基準とされる評価点も低くなるという不利益が生ずる。したがって、計器工事作業者は、「付託票」を通じた業務の指示又は依頼について応じざるを得ない立場にあったといえる。

カ 広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束

計器工事作業者は、会社が指定した作業日又は会社が了承した日において、原則として会社が指定した時間帯の中で計器工事を施工することが求められており、また、実際の作業を行う施工先や施工期間は、担当する稼働エリア内で会社が「付託票」により指定することにより決定されていたのであり、労務提供について一定の時間的場所的な拘束を受けていたといえる。

キ 顕著な事業者性

① 計器工事作業者は、会社から交付された仕様書等において、計器工事の施工に際して、C 1の顧客との直接の金銭授受、器具の販売等、工事施工に関係のない営業活動を禁止されているのであるから、会社の業務を遂行する過程において自己の才覚により利得する機会が存在しない、②計器工事作業者が負担するのは汎用性のある器具類であり、計器工事に必須かつ高額な機材その他役務提供に必要な装備品や経費等の費用を負担しているのはむしろ会社であるといえるなど、顕著な

事業者性を示す事情はない。

ク これらの事情を総合的に勘案すれば、計器工事作業者は労組法上の労働者に当たるといえる。

(2) 2年2月25日から同月27日までの間の計器工事部長の発言について

ア 計器工事部長が、2年2月25日から27日までの間に、以下①及び②の趣旨の発言をしたことが認められる。

① 組合員が、調査期日等に出席すること、裁判期日に出席すること、会社に対して団体交渉に応ずるよう要請行動を行うこと及び会社の親会社に対して会社が団体交渉に応ずるよう指導することを要請することについて、会社は、それらの組合活動の回数を記録している。

② 会社への発注会社は計器工事作業者とともめている会社には発注しない。

イ 組合が、計器工事作業者が労働者であると主張し、会社に団体交渉を申し入れ、複数の不当労働行為救済申立てを行うなどしていた当時の労使関係を考慮すると、これらの計器工事部長の発言は、組合員らに、組合加入及び組合活動を行うことについて動揺をもたらす発言といえ、会社が、組合の会社に対する影響力が高まることを懸念し、組合加入及び組合活動を抑制し、組合の会社における影響力を減殺することを狙ったものとみざるを得ず、組合の弱体化を企図した支配介入に当たる。

(3) 2年度工事個数の割当てについて

2年度の工事個数を提示し契約締結した頃の労使関係は、労使の対立が深まっており、前記(2)のとおり、2年2月25日から同月27日までの間に、計器工事部長は、支配介入に当たる発言をしていることからすれば、当時の労使関係は相当程度緊迫していたことがうかがわれる。

上記の状況下において、計器工事作業者的中でも高く評価されていた組合員らの元年度から2年度の計器工事個数の減少率が、非組合員である計器工事作業者的の減少率より大きくなったことは不自然であるし、計器工事部長の発言を考慮すると、C1からの会社の受注件数が減少する状況下において、組合員らがX3を結成し、組合が、計器工事作業者が労働者であると主張して団体交渉を申し入れ、複数の不当労働行為救済申立てを行い、組合員らが、調査期日等や裁判期日に出席し、会社や親会社に要請を行ったことについて、それらを会社が記録していたことは、組合員らが活発な組合活動を行ったことに危機感を抱いた会社が、組合員らの活発な組合活動を把握するためであるといえ、その影響力を減殺するために組合員らの工事個数を減らすという不利益取扱いを行ったものと認められる。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 申立年月日 | 令和2年3月26日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和7年6月3日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年7月16日 |